



平成 28 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ツカダ・グローバルホールディング
代表者名 代表取締役社長 塚田正之
(コード番号 2418 東証一部)
問合わせ先 取締役財務経理部長 石原啓次
(TEL 03-5464-0081)
(URL <http://www.bestbridal.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 21 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 経営管理体制、並びにガバナンスの強化を目的に、現行定款第 19 条（取締役の員数）の取締役の員数を 5 名以内から 7 名以内に変更するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 29 条（取締役の責任免除）第 2 項、及び第 38 条（監査役（監査役）の責任免除）第 2 項の規定を変更するものであります。なお、定款第 29 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

改訂前	改訂後
(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は <u>5</u> 名以内とする。 (取締役の責任免除) 第 29 条 (省 略) (2) 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。 (監査役（監査役）の責任免除) 第 38 条 (省 略) (2) 当社は、 <u>社外監査役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。 (取締役の責任免除) 第 29 条 (省 略) (2) 当社は、取締役（ <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> ）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。 (監査役（監査役）の責任免除) 第 38 条 (省 略) (2) 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

3. 日程

定時株主総会開催日	平成 28 年 3 月 30 日 (水) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 30 日 (水) (予定)

以上